



平成 18 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U C S  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 野 壽 照  
( JASDAQ ・ コード番号 : 8 7 8 7 )  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 業 務 本 部 長 山 下 正 行  
電 話 番 号 0 5 8 7 - 2 4 - 9 0 2 8

### 定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 4 月 12 日開催の取締役会において、平成 18 年 5 月 30 日開催予定の第 15 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するとともに、字句の加除・修正など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)および会計計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条(機関)を新設するものであります。
  - 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
  - 会社法施行規則第 94 条、第 133 条第 3 項および会社計算規則第 161 条第 4 項、第 162 条第 4 項の規定に従い、事業報告における記載事項の一部、株主総会参考書類における記載事項の一部、注記表および連結計算書類の全部につき、インターネットで開示することにより、書面による提供の省略を可能とするため、変更案第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
  - 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 23 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
  - 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第 33 条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。  
上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。  
また、現行定款の附則は、目的を達成して不要となりますので、これを削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. クレジットカード取扱業及び総合リース業</p> <p>2. <u>提携加盟店が販売する商品の割賦購入斡旋業及び割賦債権買取業</u></p> <p>3. 情報記録磁気プリントカード、商品券、ギフト券等の前払証票及び入場券、遊技場等の割引券、優待券の発行、売買及び仲介</p> <p>4. 金銭の貸付、金銭貸借の媒介並びに信用保証業務</p> <p>5. 売掛債権並びに手形の買取業及び電話加入権の売買とその仲介斡旋業</p> <p>6. (条文省略)</p> <p>7. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>8. 会社・個人の信用調査業務及び集金、受託計算の代行業務</p> <p>9. ~ 10. (条文省略)</p> <p>11. 不動産の販売、貸借、仲介、管理及び鑑定評価並びに有価証券の保全と運用</p> <p>12. 資産運用及び管理に係わる総合コンサルティング業</p> <p>13. (条文省略)</p> <p>14. コンピューター機器、通信機器とその情報処理システムソフトウェアの開発運用及び販売</p> <p>15. ~ 17. (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. クレジットカード取扱業<u>および</u>総合リース業</p> <p>2. 割賦購入斡旋業<u>および</u>割賦債権買取業</p> <p>3. 情報記録磁気プリントカード、商品券、ギフト券等の前払証票、入場券、遊技場等の割引券、優待券の発行、売買、<u>仲介および管理</u></p> <p>4. 金銭の貸付、金銭貸借の媒介<u>ならびに</u>信用保証業務</p> <p>5. 売掛債権<u>ならびに</u>手形の買取業<u>および</u>電話加入権の売買とその仲介斡旋業</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>7. 損害保険代理業<u>および</u>生命保険の募集に関する業務</p> <p>8. 会社・個人の信用調査業務<u>および</u>集金、受託計算の代行業務</p> <p>9. ~ 10. (現行どおり)</p> <p>11. 不動産の販売、貸借、仲介、管理<u>および</u>鑑定評価<u>ならびに</u>有価証券の保全と運用</p> <p>12. 資産運用<u>および</u>管理に係わる総合コンサルティング業</p> <p>13. (現行どおり)</p> <p>14. コンピューター機器、通信機器とその情報処理システムソフトウェアの開発運用<u>および</u>販売</p> <p>15. ~ 17. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
18. 保険会社の広告に関するコンサルティング業務及び広告代理業	18. 保険会社の広告に関するコンサルティング業務および広告代理業
19. (条文省略)	19. (現行どおり)
20. 損害保険会社に対する特定証券業務(証券取引法第65条の2第11項)の委託の斡旋及び支援	20. 損害保険会社に対する特定証券業務(証券取引法第65条の2第11項)の委託の斡旋および支援
21. (条文省略)	21. (現行どおり)
22. 自動車並びに自動車付属品の販売及び輸出入業	22. 自動車、自動車付属品の販売、輸出入業および自動車リース
23. 自動車一般整備及び板金塗装業	23. 自動車一般整備および板金塗装業
24. ~25. (条文省略)	24. ~25. (現行どおり)
26. コンピューターシステムによるデータ入力及びそれに伴う事務処理の受託	26. コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託
27. ~28. (条文省略)	27. ~28. (現行どおり)
29. 介護用品の販売及びレンタル業務	29. 介護用品、介護予防福祉用具の販売およびレンタル業務
30. 健康器具の販売及びレンタル業務	30. 健康器具の販売およびレンタル業務
31. 医療用機器の販売及びレンタル業務	31. 医療用機器の販売およびレンタル業務
32. 福祉用具の販売及びレンタル業務	32. 福祉用具、特定福祉用具の販売およびレンタル業務
33. 建物、構築物のリフォーム請負及び仲介業務	33. 建物、構築物のリフォーム請負および仲介業務
34. (条文省略)	34. (現行どおり)
(新設)	35. 証券取引法に基づく証券仲介業
(新設)	36. 銀行代理店業
35. 前各号に附帯または関連する一切の業務	37. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、60,000,000株とする。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>(2) 当社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>(2) <u>名義書換代理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>(3) <u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務所に備え置き、株式の名義書換その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>(2) <u>前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p>
<p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 11 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 .取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところによりインターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は、法令の別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(2) 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 .会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。<u>この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる</u></p> <p>2. 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p>第 14 条 株主総会における議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>(削除)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の定員)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第 15 条 (条文省略)</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(3) 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役等)</p> <p>第 18 条 当社は取締役会の決議により取締役社長を 1 名定め、必要に応じて取締役会長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(2) 当社は取締役会の決議により、代表取締役 1 名を定め、代表取締役は各自会社を代表する。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役等)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長を 1 名定め、必要に応じて取締役会長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 19 条 取締役会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(2) 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この時間を短縮することができる。</p> <p>(3) 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役を招集し、議長となる。</p> <p>(削除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
	(取締役会の招集通知)
(新設)	第 22 条 取締役会招集の通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この時間を短縮することができる。
(新設)	2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
	(取締役会の決議の省略)
(新設)	第 23 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
	(取締役会規程)
(新設)	第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(取締役の報酬)	(報酬等)
第 20 条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。	第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
(監査役の定員)	(員数)
第 21 条 (条文省略)	第 26 条 (現行どおり)
(監査役の選任)	(選任方法)
第 22 条 (条文省略)	第 27 条 (現行どおり)
(2) 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役補欠者の選任)	
第 23 条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、あらかじめ監査役補欠者を選任することができる。	(削除)
(2)監査役補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	(削除)
(3)第1項の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会の時までとする。	(削除)
(監査役の任期)	(任期)
第 24 条 監査役の任期は、就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	第 28 条 監査役の任期は、選任後4年以内終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
(2)補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。
(3)前条第1項に定める監査役補欠者が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(削除)
(常勤の監査役)	(常勤の監査役)
第 25 条 当社は、監査役の互選により常勤の監査役1名以上を定める。	第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(2) 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>(新設)</p>	<p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 31 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第 27 条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計算</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、132 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 6 章 計算</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第 28 条 当社の営業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとし、営業年度の末日に決算を行う。</p>	<p>(事業年度および決算期)</p> <p>第 34 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(剰余金の配当の基準日)
	第 35 条 当社の期末配当の基準日は毎年 <u>2月末日とする。</u>
(利益配当)	(削除)
第 29 条 当社の利益配当金は、毎年 2 月末日の最終株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。	
(中間配当)	(中間配当)
第 30 条 当社は取締役会の決議により毎年 8 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当として商法第 29 条ノ 5 の規定により金銭の分配をすることができる。	第 36 条 当社は取締役会の決議により毎年 8 月 3 1 日を基準日として中間配当をすることができる。
(利益配当金及び中間配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第 31 条 当社の利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年以内に受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。	第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
(附則)	(削除)
第 4 条の変更については、平成 17 年 5 月 25 日付にてその効力を生ずるものとする。	

### 3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 18 年 5 月 30 日 ( 火曜日 )

定款変更の効力発生日

平成 18 年 5 月 30 日 ( 火曜日 )

以 上